

消費の窓

第43号



越前市消費者センター

☎22-3773

受付

平日：午前8時半～午後5時

「消費者ホットライン」

局番なしの☎188泣き寝入り

最近の相談事例 ①

通い放題の 脱毛エステ 中途解約に注意



2年間通い放題の脱毛エステを約20万円で契約した。その後、中途解約したいと申し出たら「この契約は5回のプランで、それ以降は無料のアフターサービスとして提供している。5回を消費しているので解約しても返金はない」と言われた。契約期間は2年間のはずなのにおかしいのではないかな。

アドバイス

- 脱毛エステの長期間にわたる契約の場合、中途解約や返金の条件をよく確認し慎重に検討しましょう。
- 通い放題コースの場合「有償での施術期間・回数」と「無償での施術期間・回数（アフターサービス）」に分かれているケースが多くあります。全体の施術可能期間だけを見ず、詳細を書面で確認しましょう。

最近の相談事例 ②

親のカードで オンラインゲームに 高額課金



小学生の息子が、家族共用のタブレット端末で、オンラインゲームの有料アイテムを数日間のうちに次々と購入し、総額150万円以上も課金していた。タブレット端末には、父親のクレジットカード情報が登録されたままになっており、子どもが使う際も、利用できるようになっていた。

アドバイス

- スマートフォンやタブレット端末などにクレジットカード情報を登録したままにしておくと、子どもが端末使用時に自由に課金できてしまいます。保護者は、カード情報を削除しておくなど、クレジットカード情報の管理を適切に行い、日頃から利用状況を確認しましょう。
- 子どもが使う端末では、ペアレンタルコントロール等を利用し、購入・支払いなどの制限をかけることも有効です。

出展元：国民生活センター

香害を知っていますか

その香りに苦しんでいる人がいます

香害とは、化粧品や香水、合成洗剤、柔軟仕上げ剤などに含まれる合成香料（化学物質）のにおいによって、不快感や健康への影響が生じることをいいます。自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいることを理解し、使用量の目安などを参考に、周囲の人にも配慮しながら使いましょう。



越前市消費者講演会を 開催します

- と き 1月28日(土) 午後1時～2時半
- と ころ 市民プラザたけふ 4階 多目的ホール
- 演 目 みんなで学ぼう
プロが教えるかしこい相続と
安心終活
- 講 師 行政書士 小川 真紀 氏
- 共 催 市消費者グループ連絡協議会

消費者グループ連絡協議会による
“くらしの広場”パネル展 同時開催

県消費生活モニターを 募集します

- 対 象 市内在住で20歳以上の人
- 募集人員 3人
- 業務内容 消費生活に関する意見などの収集やアンケートへの回答、行政についての意見・要望の提出、研修会への参加など
- 任 期 令和5年4月1日から1年間
- 謝 金 3,000円(年額)
- 申込締切 1月27日(金)
- 問合先 市消費者センター
☎22-3773

